

定 款

(2 0 2 5 年 6 月 2 3 日 改 定)

パナソニック ホールディングス株式会社

パナソニック ホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

商	号	第1条 当社は、パナソニック ホールディングス株式会社と称し、英文では Panasonic Holdings Corporation と表示する。
本	店	第2条 当社は、本店を大阪府門真市に置く。
目	的	第3条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。 1. 電気・通信・電子ならびに照明機械器具の製造、販売 2. ガス・石油・厨房 その他ビルおよび住宅関連機器の製造、販売 3. 事務・輸送ならびに製品販売用機械器具の製造、販売 4. 医療・保健・衛生用機械器具ならびに医療用具の製造、販売 5. 光学ならびに精密機械器具の製造、販売 6. 電池・電池応用製品ならびに炭素・マンガン その他の化学・金属製品の製造、販売 7. 空調・公害防止ならびに産業用機器の製造、販売 8. その他の機械器具の製造、販売 9. 前各号の製品に関する工事ならびにその他の建設工事の設計、施工、請負 10. ソフトウェアの作成、販売 11. 鉄鋼・非鉄金属・鉱産物・石油・ガス・窯業品・紙・パルプ・ゴム・皮革・繊維ならびにそれらの製品の販売 12. 食料品・飲料品・酒類・農畜水産物・飼料ならびにそれらの原料の販売 13. 医薬品・医薬部外品・化粧品ならびに肥料・毒物・劇物 その他の化学工業製品の製造、販売 14. 建物その他の構築物およびその部材の製造、販売 15. 映画・音楽に関するエンタテインメント事業ならびにスポーツ興行 16. 前各号(第9号を除く)の製品・物品・ソフトウェアの輸出入 17. 前各号の製品・物品・ソフトウェアに関する修理・保守サービスの提供、受託 18. 情報・通信サービスの提供ならびに放送事業 19. インターネット接続・電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供 20. 出版、印刷、貨物取扱、警備、ビルメンテナンス、職業紹介、介護、労働者派遣、総合リース、金融、損害保険代理ならびに不動産の管理・賃貸・売買に関する事業 21. 各種事業に対する投資 22. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託 23. 前各号に付帯または関連する一切の事業 ② 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。
機	関	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

公 告 方 法	第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
---------	--

第2章 株 式

発行可能株式総数	第6条 当社の発行可能株式総数は、49億5,000万株とする。
単 元 株 式 数	第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
単元未満株式の 買 増 し	第8条 当社の単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
株主名簿管理人	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。
株 式 取 扱 規 則	第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

招 集	第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 ② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
定 時 株 主 総 会 の 基 準 日	第12条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
議 長	第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。 ② 社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、代行者が株主総会の議長となる。
決 議 の 方 法	第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

議決権の代理行使	第 15 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
電子提供措置等	第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会等

員 選	数 任	第 17 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
代表取締役および 役付取締役		第 19 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役中より会長 1 名、副会長 1 名を定めることができる。 ② 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
任	期	第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
報 酬 等		第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
取締役の責任限定		第 22 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
取締役会の 招集通知		第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役会の 決議の省略		第 24 条 当会社は、会社法第 370 条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
取締役会規則		第 25 条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

執 行 役 員	第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、当社の業務執行を担当する執行役員を置くことができる。 ② 当社は、取締役会の決議によって、執行役員中より社長執行役員 1 名を選定するほか、その他の役付執行役員を定めることができる。 ③ 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。
---------	---

第 5 章 監査役および監査役会

員 数	第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。
選 任	第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
常 勤 の 監 査 役 および常任監査役	第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。
任 期	第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
報 酬 等	第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
監査役の責任限定	第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
監査役会の招集通知	第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
監 査 役 会 規 則	第 34 条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

事 業 年 度	第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
剰余金の配当等の 決 定 機 関	第 36 条 当社は、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日	第 37 条 剰余金の配当としての期末配当は毎事業年度末日最終の、中間配当は毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質

権者に対し、これを行うことができる。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

配当金の除斥期間

第 38 条 配当財産が金銭である場合において、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
なお、配当金には、利息をつけない。